

| | | |
|-------------|--------------|--------------------------|
| 交渉情報 | NO.69 | 日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部 |
| JP労組信越地方本部 | 2018年3月5日 | 添付資料:4枚 |

2018年度三六協定締結について

日本郵便（株）信越支社総務・人事部は「2018年度三六協定締結時間数等」について別紙の通り、信越地本に提示してきました。

標記の扱いは中央総合情報第127号(2018.2.28)の通り、周知されているものです。

中央段階での議論ポイントは、2019年度からの法改正（支社資料②）を意識し、2018年度をその助走期間として位置づけ、運用上、新たな上限規制の範囲内に収めるよう努めていくかというものであり、本部は会社との共通認識を持ち、各機関で実態の確認と改善に向けた意見交換を行なうことを確認しました。

また、郵便物流事業の適正な業務運行の確保等に向けた緊急要求交渉については、3月1日に大綱整理をはかったところです。（中央交渉情報 日本郵便 第151号）

これらの経緯を受け地本・支社間で意見交換しましたが、結論は「現状において2017年度よりも締結時間数等を減じることができる要素は見当たらない」として以下の時間数等で整理をはかりました。

【非組合員以外の年間時間数】

| 会社 | 一般協定 | | 特別条項 | |
|------|--------|--------|--------|--------|
| | 2017年度 | 2018年度 | 2017年度 | 2018年度 |
| 日本郵便 | 360H | 360H | 480H | 480H |

一般協定及び特別条項の「1日の最高時間数」、「2か月の時間数及び非番日労働回数、休日日数」については、2017年度と同様（支社資料①）とします。

【非組合員の総括課長及び労務担当課長の年間時間数】

| 会社 | 一般協定 | | 特別条項 | |
|------|--------|--------|--------|--------|
| | 2017年度 | 2018年度 | 2017年度 | 2018年度 |
| 日本郵便 | 360H | 360H | 500H | 500H |

一般協定及び特別条項の「1日の最高時間数」、「2か月の時間数及び非番日労働回数、休日日数」については、2017年度と同様（支社資料①）とします。

なお、2018年度は特別条項の適用項目に「風雪水害の翌日以降の郵便物の配達対応」を追加しました。今年度のような交通障害が生ずる大雪が降った際に、通常郵便物やゆうパック等（以下、郵便物等）の滞留解消を目的として適用することを想定しており、適用要件として以下の項目全てに該当する場合とします。

- ① 除雪の遅れ等により、バイク等の機動車が配達区の道路を走行できず、一定の期間、郵便物等が滞留していること。
- ② 協定期間中に日々の超過勤務又は日曜日配達により、郵便物等の滞留解消を目的とすること。

スケジュールは以下の通りとしており、支部労使間で対応をはかるよう要請します。

※ 3月上旬～3月中旬：支部窓口交渉

※ 3月中旬～3月下旬：三六協定締結

【労使対応】 支部交渉

なお、ゆうちょ銀行、かんぽ生命については窓口を開催し、事前提案を受けていますが、正式な本社通知が下りていないということで、別途整理をはかり周知のこととします。